

賞書

松田興行部対従業員ノ兩竹争議ハ今回調停官ノ斡旋ニヨリ左記条件ヲ以テ圓滿解決シタルニ就テハ茲ニ賞書ヲ通シ以テ此等当事者双方及調停者各一通之ヲ保持スルモノトス

記

一代之醬館ハ高橋惣太郎ニ於テ事業ヲ継承シ従業員全部ヲ従前ノ供引継グコト  
ニ中野館従業員ハ株式会社中野館ニ於テ新規採用スルモノトス  
三代之醬館及中野館従業員ニ対スル未拂賃金其他一切解決費トシテ合計二千五百円也  
ヲ坂岡好之助ヨリ九月廿六日午後二時代之醬館ニ送テ支給スルコト  
四中野館ヨリ従業員ニ対シ見舞金トシテ金走村(三十三回)ヲ支給スルコト

昭和七年九月二十五日

- 中野館代表 小川金太郎
- 代之醬館代表 白川忠 沼外三吉
- 中野館従業員代表 三浦信義
- 全暇代表 源辺惣藏
- 調停者 丸山竹雄

労報第二七。九號

昭和七年八月二十五日

警視總監 藤沼庄平



常務理事

労働課長

内務大臣 山本達雄 殿  
社会局長 官 殿

事務速報

該朝日キ不マ労働争議ニ関スル件 (第一報) 發生

發生 八・二・三解決 九・五  
使用労働者 一・六・内・め・五  
争議参加者 一・五・内・め・五  
関係労働組合 南東映画従業員  
新井 隆

7. 9. 1  
4207

要旨

- 八月廿一日某士二名解雇スルニ後従業員二名ハ組合ニ名義ヲ得テ復職ヲ數回拒絶セシメテ十五日ノ數回書ヲ提出ス
- 八月廿三日又判決要旨ニ三十一項ノ要旨書ヲ提出他九名ニ争議ニ参加従業員等ハ
- 三ノ三ニシテ他ニ館ト共同争議ヲ決議ス

標記キ不マニ労働争議發生セルカ狀況左記ノ通イ

記

一争議發生月日 八月二十二日